



INA Town Fire Corps



# 伊奈町消防団概要



## 1 消防団について

消防団は全国すべての市町村に設置されています。

消防団は江戸時代に組織された町火消（いろは四十八組）を前身としていることもあり、活動が火災時の消火活動が主とされておりましたが、近年の多発する自然災害での活躍も著しく、特に東日本大震災を契機に「消防団を中心とした地域の防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月）が制定されました。この法律では、社会情勢の変化から防災活動の担い手不足を背景に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定されました。

～「自らの地域は自らが守る」という意識を啓発する～

したがいまして、現代の消防団は、消火活動はもとより大規模災害時には、地域との連携協力が期待して取り組むことが重要となり、平時には住民への防災意識の向上を図るなどの啓発活動が期待されています。



## 2 伊奈町消防団

### （1）概要

伊奈町消防団は管轄地域を南部、中部、北部の3地域に分け、それぞれ第1分団、第2分団、第3分団が管轄区域分担されております。



## （2）消防団員数について

条例定数 74人

現状 64人

団本部	第1分団	第2分団	第3分団
6人 (うち女性3人)	18人	21人 (うち女性1人)	19人

（令和7年10月1日現在）

## （3）消防団員の身分

消防団員の身分は災害時等に活動する非常勤で、**特別職の地方公務員**と規定されています。したがって、市町村役場職員と同様に、懲戒処分などで免職される場合があります。

## （4）消防団員の報酬

年額報酬・・・出動の有無にかかわらず休団中以外の消防団員に  
支給されます。

災害報酬・・・火災や風水害（台風・地震など）の出動の際に支給  
されます。

費用弁償・・・訓練、巡回広報活動、研修、会議など出席の際に  
支給されます。

報酬／費用弁償	時間／回数	金額
年額報酬（団員）	年4回に分けて支給	46,800円
災害報酬	4時間未満	4,000円
災害報酬	4時間以上	8,000円
費用弁償（訓練・警戒・ 広報・研修）	1回	1,500円
費用弁償（会議）	1回	1,000円

## （5）消防団員の補償等

消防団員の公務災害の場合には、その消防団員又は遺族に対し補償があるほか、町は消防団員に対して消防団員等福祉共済へ加入手続きを行っており、万が一の公務災害による傷病の際に見舞金等が支給されることがあります。

## （6）消防団員の退職補償金

一定の年数（5年以上）消防団で活躍した消防団員に対して、共済制度として退職報償金が支給される制度があります。

（例1）勤務年数 5年の消防団員	2 0 0, 0 0 0 円
（例2）勤務年数 10年班長経験の消防団員	2 8 3, 0 0 0 円
（例3）勤務年数 20年部長経験の消防団員	4 3 8, 0 0 0 円
（例4）勤務年数 30年副分団長経験の消防団員	8 0 9, 0 0 0 円
（例5）勤務年数 35年分団長経験の消防団員	9 4 9, 0 0 0 円

## （7）伊奈町消防団の主な行事

- 4月 辞令交付式・歓送迎会
- 5月 全体訓練、基礎教育現地研修
- 7月 消防協会上尾支部団員研修
- 8月 伊奈まつり警備
- 10月 上尾・伊奈合同消防特別点検
- 11月 秋季全国火災予防運動
- 12月 県外研修会
- 年末年始特別警戒
- 1月 防災訓練



上尾・伊奈合同消防特別点検

2月 消防団員研修（該当者のみ）

3月 春季火災予防運動



県外研修（R 6 入間基地）

令和4年度



第33回埼玉県消防操法大会優勝



伊奈町危機管理課 消防係



TEL 048-721-2111

E-Mail [syoubou@twon.saitama-ina.lg.jp](mailto:syoubou@twon.saitama-ina.lg.jp)

